

れいわ ねん がつ にち
令和5年6月30日

いしかりしじょうほう こみゆにけーしょんじょうれい かしょう だい かくにん かいめ
石狩市情報・コミュニケーション条例(仮称)のたたき台【確認:3回目】

《はじめに》

ぜんかい がつ かいさい れいわ ねんどだい かいけんとういんかい かいめ
前回(4月に)開催された令和5年度第1回検討委員会では、2回目の
じょうれい だい かくにん おこな あら いけん だ
「条例のたたき台」の確認が行われ、さらに新たな意見が出されま
した。

ないよう し やくしょ ほうりつ たんとうしゃ ほうせいたんとうしゃ
それらの内容を市役所の法律の担当者(これからは「法制担当者」と
い こんかい けっか みな
言います。)にみてもらいましたので、今回もその結果について、皆さ
ん かくにん おも
んと確認していきたいと思います。

つぎ ページ じょうれいぜんたい ことば かくにん
まずは、次のページの「条例全体にかかわる言葉の確認について」と
いうところから、みな かんが
皆さんと考えていきましょう。

【条例の全体にかかわる言葉の確認について①】

◎前回の会議では、条例の全体で使われていた「発信」と「取得」という言葉について、それぞれを「情報を伝えること」と「情報を得ること」という表現に変えていくことを確認しました。さらにその中で、「情報を得ること」の「得る」という言葉を「知る」に変えた方がもっとわかりやすくなるのではないかと、という意見があり、この部分を法制担当者に確認をしましたので、その結果を報告します。



【結果について】

◎「得る」と「知る」については、どちらの言葉を使っても内容に大きな違いはないと思いますが、「情報を伝えること」という言葉の反対は「情報を受け取ること」になると思うので、「得る」や「知る」も良いのですが、「受け取る」という言葉の方がここで使われる言葉として一番近い意味になるのではないかとおもいました。

【条例の全体にかかわる言葉の確認について②】

◎同じく前回の会議で、条例の全体で使われていた「障がいのある人のわかる方法」という言葉について、その中に書かれている「障がいのある人の」を「障がいのある人が」にしてはどうか、という意見がありましたが、この部分についても法制担当者に確認をしましたので、その結果を報告します。



【結果について】

◎どちらを使っても意味が伝わるので大丈夫ですし、今回の場合は、「の」が続くので「が」を使った方が良いと思う人もいます。読みやすさと全体のバランスでどちらを使うか検討委員会で判断してもらえればと思います。

★今回の資料では、法制担当者の結果を参考にし、すべて「情報を伝えること」と「情報を受け取ること」、そして「障がいのある人がわかる方法」という言葉を使っていますが、次回からは皆さんで決めた言葉を使っていきます。

次に、条例の内容についての確認に入りたいと思います。今回も、前回出された意見の確認をしていきます。

また、先ほどお話ししたとおり、法制担当者の結果を参考にしながら内容を修正していますので、言葉の使い方が正しいかどうかなども皆さんと確認していきたいと思います。

それでは次のページの「前文」から確認していきましょう。

1. 「前文」の修正について

【法制担当者からの意見など】 ⇒ 特にありませんでした。

【修正した部分】

- 「情報を伝えること」や「情報を受け取ること」という言葉を使いました。
- 「障がいのある人がわかる方法」という文に修正しました。



◎ 次のような文にしてみました。

《修正案》

① 前文

私たち市民の願いは、障がいのある、ないにかかわらず、互いに心を通わせ理解し合い、このまちをみんなが安心して暮らし続けることができるやさしいまちにしていくことです。

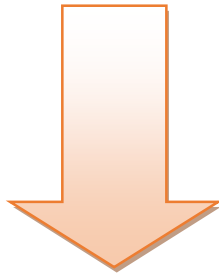
そのためには、市民一人ひとりが障がいのある人がわかる方法で情報を伝え、受け取りやすくするよう心がけることや、コミュニケーションを円滑に行う手段を活用することが必要です。

また、情報を受け取ることが難しいことやコミュニケーションがとりにくいことで、自分の気持ちをうまく伝えることができず孤立してしまうことがないよう、本人の意思表示を支援するための体制を充実させ、困難を感じることなく必要な情報を伝え、受け取ることができる環境を整えることが重要となります。

私たち市民は、障がいのある人がわかる方法による情報の伝えかたや受け取りかた及びコミュニケーション手段を学ぼうとする気持ちを持ち、そして障がいへの理解を深め、障がいのある、ないにかかわらず「誰もが暮らしやすく、やさしいまち」になることを目指し、この条例を制定します。

以上が事務局の修正案となります。

修正部分がわかりやすいように、下に書かれている【参考：修正前の文】を、
前のページの「《修正案》」が書かれている高さに合わせました。



【参考：修正前の文】

①前文

私たちが市民の願いは、障がいのある、ないにかかわらず、互いに心を通わせ理解し合い、このまちをみんなが安心して暮らし続けることができるやさしいまちにしていくことです。

そのためには、市民一人ひとりが障がいのある人のわかる方法で情報を発信し、取得しやすくするよう心がけることや、コミュニケーションを円滑に行う手段を活用することが必要です。

また、情報の取得が難しいことやコミュニケーションがとりにくいことで、自分の気持ちをうまく伝えることができず孤立してしまうことがないよう、本人の意思表示を支援するための体制を充実させ、困難を感じることなく必要な情報を取得し発信できる環境を整えることが重要となります。

私たちが市民は、その人のわかる方法による情報の発信や取得の方法及びコミュニケーション手段を学ぼうとする気持ちを持ち、そして障がいへの理解を深め、障がいのある、ないにかかわらず「誰もが暮らしやすく、やさしいまち」になることを目指し、この条例を制定します。

2. 「目的:第1条」の修正について

【法制担当者からの意見など】

- 「障がいのある、ないにかかわらず分け隔てられることのない」という部分ですが、「～にかかわらず～ない」と否定をする表現が続けて使われているのが少し気になります。例えば、「障がいのある、ないによって分け隔てられることのない」とすると伝わりやすいのではないかと思います。

【修正した部分】

- 文を少し修正したところがあります。
- 「情報を伝えること」や「情報を受け取ること」という言葉を使いました。
- 「障がいのある人がわかる方法」という文に修正しました。
- 「障がいのある、ないによって分け隔てられることのない」という文に修正しました。



◎法制担当者の意見などを参考にして、次のように文を修正してみました。

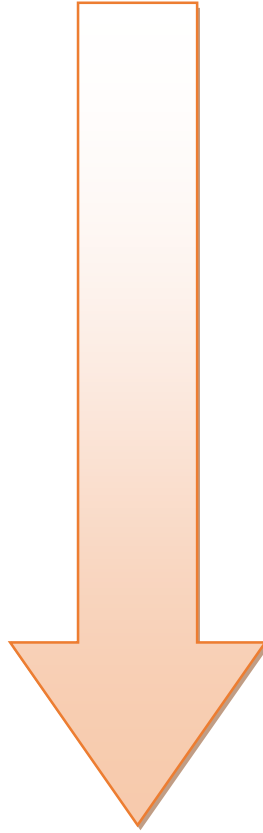
《修正案》

②目的

第1条 この条例は、障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取ることができる環境及びコミュニケーション手段を普及させ利用しやすい環境を整備し、石狩市（以下「市」という。）の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、障がいのある、ないによって分け隔てられることのない共生社会を実現することを目的とします。

以上が事務局の修正案となります。

修正部分がわかりやすいように、下に書かれている【参考：修正前の文】を、
前のページの「《修正案》」が書かれている高さに合わせました。



【参考：修正前の文】

②目的

第1条 この条例は、障がいのある人のわかる方法による情報の発信や取得
ができること及びコミュニケーション手段を普及させ利用しやすい環境を
整備し、石狩市（以下「市」という。）の責務並びに市民及び事業者の役割を明
らかにすることにより、障がいのある、ないにかかわらず分け隔てられること
のない共生社会を実現することを目的とします。

3. 「定義:第2条」の修正について

【検討委員会からの確認と法制担当者からの意見】

◆検討委員会からの確認 その1

- 「通勤する者又は通学する者」の文で、「又は」となると「AかBか」という分けた言い方になるとお思います。ここでは「AもBも」という意味になると思うので「又は」ではなく「及び」を使った方が良いかとお思います。どうでしょうか。



【法制担当者からの意見(回答)】

- 国や市役所が使う場合は(公用文では)「又は」が使われます。「A、B又はC」となる場合は、AとBとCは選択的接続と言って、例えば今話し合われている「市内に居住する者、通勤する者又は通学する者」というと、どれかに該当すれば「市民」という意味になります。「A、B及びC」となる場合は、AとBとCは併合的接続と言って、全部に該当する場合に「市民」となる、という意味になります。法律などでもこのような意味や使われ方になっていますので、今回は「又は」を使う方が良いとお考えます。

◆検討委員会からの確認 その2

- 「(6)コミュニケーション支援者」の部分で、「音訳者(朗読者を含みます。)」というところの「(朗読者を含みます。)」という文を削除したいとお思います。特に問題はないでしょうか。



【法制担当者からの意見(回答)】

- 検討委員会で判断していただければとお思います。

◆検討委員会(事務局)からの確認 その3

- 「(3)コミュニケーション手段」の中に「ICT(情報伝達技術)機器」という言葉を入れることについてですが、こちらについては、東京都渋谷区で制定された「渋谷区手話言語への理解促進及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例」の中の定義に使われていたのを参考に、今検討している条例の中に「ICT(情報伝達技術)機器」の言葉を入れても問題はないものか教えてください。



【法制担当者からの意見(回答)】

- 検討委員会の中で必要と思われるのであれば定義してもらえればと思います。

【修正した部分】

- 「又は」をそのまま使うことにしました。
- 「(6)コミュニケーション支援者」の部分で、「音訳者(朗読者を含みます。)」というところの「(朗読者を含みます。)」という文を削除しました。
- 「(3)コミュニケーション手段」の中に「ICT(情報伝達技術)機器」という言葉を入れました。
- 文を少し修正したところがあります。

◎法制担当者の意見などを参考にして、次のように文を修正してみました。

《修正案》の文や
修正前の文は次の
ページに書いて
います。



《修正案》

③ 定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けるといえる状態にある者をいいます。
- (2) 社会的障壁 障がいのある人にとって、日常生活又は社会生活を送る上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念などをいいます。
- (3) コミュニケーション手段 手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、触手話、筆談、代筆、音訳、代読、平易な表現、実物又は絵図の提示、漢字及び片仮名などにひらがなをつける、身振り、重度障がい者用意思伝達装置、口文字、ICT（情報伝達技術）機器その他の障がいのある人が情報の取得及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として活用されるものをいいます。
- (4) 市民 市内に居住する者、通勤する者又は通学する者をいいます。
- (5) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人をいいます。
- (6) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者その他の障がいのある人の意思疎通の支援等を行う者又は団体をいいます。
- (7) 合理的配慮 社会的障壁を取り除くことが必要とされる場合に、その状況に応じて行われる適切な調整及び変更のことをいいます。

以上が事務局の修正案となります。

【参考：修正前の文】

③定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、その他の心身の機能の障がいがある者であつて、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けらるる状態にある者をいいます。
- (2) 社会的障壁 障がいのある人にとって、日常生活又は社会生活を送る上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念などをいいます。
- (3) コミュニケーション手段 手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、触手話、筆談、代筆、音訳、代読、平易な表現、実物又は絵図の提示、漢字及び片仮名などへのひらがなをつける、身振り、重度障がい者用意思伝達装置、口文字その他の障がいのある人が情報の取得及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として活用されるものをいいます。
- (4) 市民 市内に居住する者、通勤する者又は通学する者をいいます。
- (5) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人をいいます。
- (6) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者（朗読者を含みます。）その他の障がいのある人の意思疎通の支援等を行う者又は団体をいいます。
- (7) 合理的配慮 社会的障壁を取り除くことが必要とされる場合に、その状況に応じて行われる適切な調整及び変更のことをいいます。

4. 「基本理念：第3条」の修正について

【法制担当者からの意見など】

- 特にありませんでした。

【修正した部分】

- 「情報を伝えること」や「情報を受け取ること」という言葉を使用しました。
- 「障がいのある人がわかる方法」という文に修正しました。



◎ 次のような文にしてみました。

《修正案》

④ 基本理念

第3条 障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取る権利及び

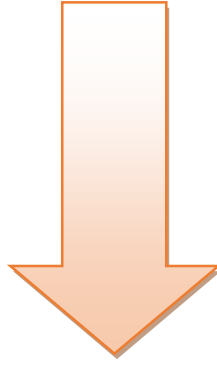
コミュニケーション手段の利用を円滑に行う権利を最大限に尊重し、障がいのある人もない人も互いにコミュニケーションをしやすい環境を目指します。

2 コミュニケーション手段の普及啓発及び利用促進は、障がいのある人とない人が互いの人格と個性を尊重することを基本として行います。

3 障がいのある人もない人も障がいへの理解を深め、互いに認め合い、誰もが暮らしやすいやさしいまちになることを目指します。

以上が事務局の修正案となります。

修正部分がわかりやすいように、下に書かれている【参考：修正前の文】を、
前のページの「《修正案》」が書かれている高さに合わせてました。



【参考：修正前の文】

④基本理念

- 第3条 障がいのある人のわかる方法による情報の発信や取得及び
コミュニケーション手段の利用を円滑に行う権利を最大限に尊重し、障がい
のある人もない人も互いにコミュニケーションをしやすい環境を目指します。
- 2 コミュニケーション手段の普及啓発及び利用促進は、障がいのある人とな
い人が互いの人格と個性を尊重することを基本として行います。
- 3 障がいのある人もない人も障がいへの理解を深め、互いに認め合い、誰も
が暮らしやすいやさしいまちになることを目指します。

5. 「市の責務:第4条」の修正について

【法制担当者からの意見など】

- 特にありませんでした。

【修正した部分】

- 「情報を伝えること」や「情報を受け取ること」という言葉を使用しました。
- 「障がいのある人がわかる方法」という文に修正しました。



◎ 次のような文にしてみました。

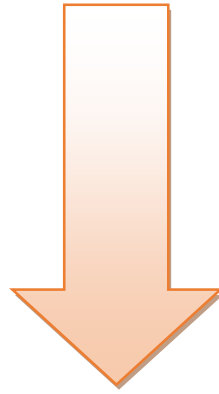
《修正案》

⑤ 市の責務

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取り、及びコミュニケーション手段の利用を促進するために必要となる施策を総合かつ計画的に推進するものとします。

以上が事務局の修正案となります。

修正部分がわかりやすいように、下に書かれている【参考：修正前の文】を、
前のページの「《修正案》」が書かれている高さに合わせてました。



【参考：修正前の文】

⑤市の責務

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、
障がいのある人のわかる方法による情報の発信や取得及び
コミュニケーション手段の利用を促進するために必要となる施策を総合的か
つ計画的に推進するものとします。

6. 「市民の役割：第5条」の修正について

【法制担当者からの意見など】

- 特にありませんでした。

【修正した部分】

- 「情報を伝えること」や「情報を受け取ること」という言葉を使用しました。
- 「障がいのある人がわかる方法」という文に修正しました。



◎ 次のような文にしてみました。

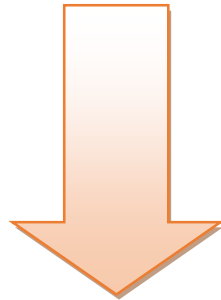
《修正案》

⑥ 市民の役割

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取り、及びコミュニケーション手段の利用を促進するための市の施策に協力するよう努めるものとします。

以上が事務局の修正案となります。

修正部分がわかりやすいように、下に書かれている【参考:修正前の文】を、
前のページの「《修正案》」が書かれている高さに合わせてました。



【参考:修正前の文】

⑥市民の役割

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、障がいのある人のわかる方法
による情報の発信や取得及びコミュニケーション手段の利用を促進するため
の市の施策に協力するよう努めるものとします。

7. 「事業者の役割:第6条」の修正について

【法制担当者からの意見など】

- 特にありませんでした。

【修正した部分】

- 「情報を伝えること」や「情報を受け取ること」という言葉を使用しました。
- 「障がいのある人がわかる方法」という文に修正しました。



◎ 次のような文にしてみました。

《修正案》

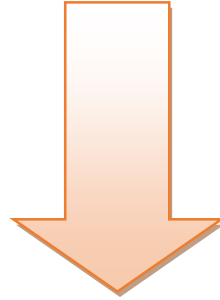
⑦ 事業者の役割

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取り、及びコミュニケーション手段の利用を促進するための市の施策に協力するよう努めるものとします。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいのある人がわかる方法でコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮を行うよう努めるものとします。

以上が事務局の修正案となります。

修正部分がわかりやすいように、下に書かれている【参考：修正前の文】を、前のページの「《修正案》」が書かれている高さに合わせました。



【参考：修正前の文】

⑦事業者の役割

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、障がいのある人のわかる方法による情報の発信や取得及びコミュニケーション手段の利用を促進するための市の施策に協力するよう努めるものとします。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいのある人のわかる方法でコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮を行うよう努めるものとします。

8. 「財政上の措置：第8条」の修正について

【法制担当者からの意見など】

- 特にありませんでした。

【修正した部分】

- 「情報を伝えること」や「情報を受け取ること」という言葉を使用しました。
- 「障がいのある人がわかる方法」という文に修正しました。



◎ 次のような文にしてみました。

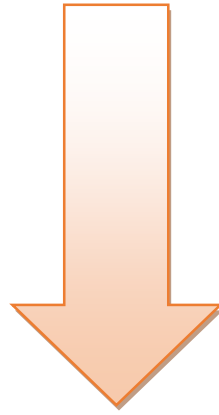
《修正案》

⑨ 財政上の措置

第8条 市は、障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取り、及びコミュニケーションに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

以上が事務局の修正案となります。

修正部分がわかりやすいように、下に書かれている【参考:修正前の文】を、
前のページの「《修正案》」が書かれている高さに合わせてました。



【参考:修正前の文】

⑨ 財政上の措置

第8条 市は、障がいのある人のわかる方法による情報の発信や取得及び
コミュニケーションに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ず
るよう努めるものとします。

以上が「資料1 石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）のたたき
台【確認:3回目】」の資料内容となります。